ネパール　NFDNパラレポ　事前質問事項前　（JD仮訳）

２０１７年７月

障害者権利条約についてのネパール政府の初回報告に関するネパール市民社会の補足報告

NEPAL CIVIL SOCIETY SUPPLEMENTARY REPORT

ON THE INITIAL REPORT OF THE GOVERNMENT OF NEPAL

ON THE CONVENTION ON THE RIGHTS OF PERSONS WITH DISABILITIES (CRPD)

提出：ネパール全国障害者連盟(NFDN)

**NATIONAL FEDERATION OF DISABLED – NEPAL**

**略語と頭字語**

CA　憲法制定議会

CBO　地域に根ざした組織

CBS　中央統計局

CDO　地区長

CDR　詳細通話記録

CPA　包括的和平協定

CPN(M) ネパール共産党(毛沢東派)

CSO　市民社会組織

CVICT　拷問被害者センター

CWIN　ネパール児童労働監視センター

DOPM　刑務所管理部

EC　選挙管理委員会

GBV　ジェンダーに基づく暴力

GoN　ネパール政府

HMG 陛下の政府

HoR 国民議会

HRCs 人権担当班

HRPC　人権推進センター

IDPs　国内難民

IHRICON　ネパール人権情報研究所

MDGs　ミレニアム開発目標

MOFA 外務省

MOHA 内務省

MOHP 健康・人口省

MOIC 情報・通信省

MOLJ 法務・司法省

MOPR 平和・復興省

MOWCSW 女性・児童・福祉省

NAP 国家行動計画

NDA ネパール国防軍

NDC 全国不可触民委員会

NDWA ネパール障害女性協会

NDPO 全国障害者団体

NFDIN 先住国民発展のための国立法人

NHRAP 国家人権行動計画

NHRC 国家人権委員会

NIC 国家情報委員会

NPA 国家行動計画

NWC 国家女性委員会

OPMCM 首相および閣僚会議局

PIL 公益訴訟

PLA 人民解放軍

SAARC 南アジア地域協力協会

**要旨**

だいぶ前に国会に上程されていた障害者権利法案が、2017年8月7日に可決されたが、そのときにはすでにこの報告書はCRPD委員会に提出される準備が整っていた。成立した法案はネパール官報に掲載されるまでは公開されない。この新しい法はまだ施行されていない。新しい法律が制定されたが、報告書に記された情報は依然有効である。

憲法上の平等と非差別の規定にもかかわらず、障害のある人々は様々な生活場面で差別され、屈辱を受けており、特に女性の家族員や先住民は複数の差別的行為に直面している。

教育システムは、教育・学習方法、用具と機器の改善を必要とする。視覚障害や聴覚障害、知的障害や発達障害の子供には、ニーズに基づく質の高い教育が全くなされていない。盲ろう児や自閉症児の教育のために何も開始されていない。障害のある子供達の多くは学校に入れない。教育機関の評価システムは改正が必要とされる。ネパールの盲ろう者のニーズに応じて、触手話や他のコミュニケーション手段を開発する必要がある。

障害のある人々は医療サービスへのアクセスが悪い。医療サービスは、国内の多くの地域ではアクセス不可能であり、支払える値段ではなく、利用できない。タイムリーな介入のために障害の早期発見対策が必要である。盲ろう者、知的障害および発達障害者のコミュニケーション手段はない。

身体の完全性（フィジカル・インテグリティ）を保護し、障害のある人々の自立生活を含む移動の自由を確保するためのシステムを開発する必要がある。知的障害、発達障害および心理社会的障害、重度または最重度の障害、聴覚または視覚障害、および複数の障害のある人に対して、最低レベルの社会的保護サービスおよび施策の必要性が深刻化している。文化的、政治的および公的な生活の中に障害のある人々を含めるための社会文化的および環境的障壁がある。障害のある人々は、現代の技術への簡単なアクセスからはるかに取り残されている。個人の移動は、ユニバーサルデザインの構築がないため、非常に困難である。教育、健康、雇用、交通や政府サービスのアクセシビリティに問題がある。CRPDで言及されている権利を独立して監視するシステムはこの国では非常に貧弱である。

**目次**

a）略語および頭字語

b）要旨

c）目次

1.はじめに

2.報告書作成プロセス

3.条約の総則

4.特定の権利

**1.はじめに**

この報告書は、障害者の権利のためにとくに力を入れているネパールの市民社会組織との協議と協力を得て、障害者ネパール連盟（NFDN）によって準備された。その目的は、2014年に障害者権利委員会（以下「委員会」という。）に提出された障害者権利条約(CRPD)の実施に関するネパールの最初の報告書を補足することである。

この報告書は、憲法と法律体制、政府のとりくみ、プログラム、政策、仕組み、そして行動を評価することで、2010年6月から2017年7月までの、CRPDで述べられている障害のある人々の権利のネパールでの享受状況を反映させたものである。各セクションの末尾には、NFDNから委員会への勧告が書かれており、これらをネパール政府への事前質問事項に含めるべきであると考える。

**2.報告書作成プロセス**

NFDNは、ネパールの様々な地域で40回の協議の会合を開催した。そこには1500の個人専門職、自助グループ、地域密着型組織、および障害者の権利分野で活動する336加盟団体の障害者、保護者、専門家および代表者が参加した。テーマ別の組織、国際NGOの代表、国連機関、開発機関とも協議した。参加者の選定にあたってはジェンダー、障害の多様性、地理、民族性、人種などについての包括性が考慮された。

国の法的枠組み、障害のある人々の権利に関する政府のプログラムと活動が検討された。研究の必要性に応じて、一次および二次データが収集された。二次データは、さまざまな組織、政府機関、関係者からの公表・未公表の情報源から収集された。

人権条約監視調整委員会（HRTMCC）がこの報告書の準備に協力した。

**3.　条約の総則**

**第1条及び第2条　目的及び定義**

NFDNは、ネパール政府が2009年12月27日に障害者権利関条約（CRPD）と障害者権利条約の選択議定書を批准し、障害のある人々の権利を確保すると公約したことを賞賛する[[1]](#footnote-1)。

CRPDの批准前、1981年の国際障害者年の1年後にネパールは1982年障害者保護・福祉法を制定し、1994年に障害者保護・福祉規則を制定した。この法律を制定する目的は、障害者の利益を保護し、促進し、障害者となる状況を予防しなくすことであるが、障害者は無力なハンデイキャップ者とみなされ、ケア、保護と福祉が必要であるとの観点から制定された。この法律は、障害のある人々が特定の権利を有し、国は有効な請求を履行する義務を負っていることを認識しなかった。

だいぶ前に国会に上程されていた障害者権利法案が、2017年8月7日に可決されたが、その時にはすでにこの（パラレル）報告書はCRPD委員会への提出準備が整っていた[[2]](#footnote-2)。

新たに制定された法律は、権利に基づくアプローチで起草され、ネパール憲法とCRPDの視点を取り入れている。この法律は、以前の障害の法的定義を改訂した。 NFDN、DPO、および障害のある人々が草案と制定の段階で協議に参加した。この新しい法はまだ施行されていない。法案はこの報告書の提出のわずか1日前に可決されたので、まだ一般には公表されていない。したがって、この報告書では新法の評価は不可能であった。

この法律が制定される前にこの報告書が作成されたとはいえ、この報告書に記された情報は、依然として同等に有効である。この報告書には、ネパールの障害のある人々の実情に基づく情報が組み込まれている。

ネパール政府は、触手話、やさしく読める版、視覚援助/絵文字によるコミュニケーション（ピクトグラム）、字幕、特殊コミュニケーションソフトウェアの開発に取り組まなければならない。

**推奨される事前質問事項：**

- 教育機関における評価システムの改正および支援システム（パーソナルアテンダントや補助機器）の提供の措置に関する情報を提供してください。

- 盲ろうのある人々の必要性に応じた、触手話やその他のコミュニケーション手段を開発するための努力の詳細を提供して下さい。

**第3条及び第4条　一般原則及び義務**

2015年に公布されたネパール憲法に組み込まれた社会正義に対する権利は、障害のある市民が多様なアイデンティティーを身につけ、尊厳と名誉を持って生きる権利を持ち、公共サービスと施策に平等にアクセスできる、と規定している[[3]](#footnote-3)。しかしネパールの法的枠組みは、あらゆる種類の差別なく、すべての障害者が人権と基本的自由を完全に実現することを確実にし、促進するための障害のある人々の積極的関与についてのいかなる措置を提供していない。

**4.特定の権利**

**第5条　平等と非差別**

憲法第18条（1）は、すべての市民が法の前に平等であり、誰も法による保護を奪われないと規定している。またこの条項は、すべての市民に対する宗教、皮膚の色、性別、カースト、部族、出身、言語またはイデオロギー的信念に基づく差別を禁じている。さらに同一労働に対する男女間の報酬および社会保障に関する差別を禁じている。同様に、他の憲法条項でも平等の権利を保護し差別を禁じている。

また憲法は、性別を理由とする女性に対する差別を禁じ、生殖医療と生殖の権利、および障害の有無に関係なく息子と娘が平等に遺産を受け取る権利を保証している。またあらゆる市民の障害は差別を正当化するものではなく、他の市民と同等の生産的市民としての平等な保護と認知を得る資格を与えている。

これらすべての憲法的および法的措置ならびに政策にもかかわらず、障害のあるすべての人々が社会に完全に参加する権利は、国によって実践されていない。健康、アクセシビリティ、教育、経済、雇用機会の面では、障害のある人々は第二級市民として扱われる。いろいろなレベルで障害者の平等な扱いはない。ネパールの約40の法律は、障害のある人々に対して差別的で侮辱的な用語を組​​み込んでいる[[4]](#footnote-4)。障害のある人の70〜90％は、法律上の規定にもかかわらず、政府の基本的な便宜にアクセスすることはできない[[5]](#footnote-5)。

障害のある人は多様である。民族、宗教、言語的な少数派に属する障害のある人々は、さまざまな理由で差別に直面している。「合理的配慮」の定義は、障害に基づく差別に対抗する立法および政策には完全に欠けている。

**推奨される事前質問事項：**

- 障害のある人々に対する差別の禁止を促進し、確実にするための特別のプログラムに関する情報を提供してください。

**第6条 - 障害のある女性**

国の報告書の第55項から第65項は、障害のあるすべての人がCRPDの定めるすべての人権と基本的自由を完全かつ平等に享受するための、ネパール政府の憲法、法律、制度、政策措置および開発戦略について詳述している。

ネパール政府によるこれらの取り組みにもかかわらず、ネパールの障害のある女性は、厳しい差別、屈辱と搾取に直面している。知的障害、発達障害、心理社会的な障害のある女子と女性、そして、民族、ダリット（不可触賤民）、マデシ(Madhesi)、イスラム教徒のコミュニティの女子と女性は、より差別や搾取されやすい。

ほとんどの家族は、障害のある女性の権利を優先しない。彼らの教育は優先されない。

障害のある女性は、結婚し家族を築く権利を行使する際に壁に直面する。また、妻が障害、特に心理社会的障害を持つこととなった後に、夫が妻を見捨てる例がある[[6]](#footnote-6)。障害のある女性に対する組織的、構造的な差別や暴力があり、そのため彼女らが公の場面に出ること、賃金労働者となること、学問や政治の場面に出ることを妨げている。

障害者にやさしい分娩室と女性の生殖医療の確保を求める最高裁判所の命令にもかかわらず、これらはまだ実施されていない。障害者の治療に関する十分な職員訓練はない。障害のある女性の性的および生殖的権利は決して重視されない。

心理社会的障害、発達障害および知的障害のある女性のいる家族は、彼女らが性的搾取をより受けやすいと考えている。一部の家族は、性的搾取によって引き起こされたこのような女性と女子の妊娠を強制的に中絶した。一部の家族は強制的に不妊措置を施しており、性的搾取によって引き起こされるこのような女性や女子の妊娠を避けるために子宮を取り出した者もいる[[7]](#footnote-7)。両親は、これらの女性と女子が妊娠した場合、彼女らは赤ちゃんだけでなく自分自身のケアさえもできないので、生活は一層難しくなると考えている。

**推奨される事前質問事項：**

- 障害のある女性と女子の状況に関する統計情報を提供してください。

- 障害のある女性に対する差別を排除するための措置に関する情報を提供して下さい。

- すべての理由にかかわる平等を保証する憲法および法律の規定を実施するためにとられた措置に関して報告してください。

- 女性が権利を平等に享受する際の、法的、社会的および文化的障壁を特定するためにとられた措置について報告してください。

- 障害のある女性の性的および生殖的権利を守るために取られた措置に関する情報を提供してください。

**第7条　障害のある子ども**

国の報告書の66項から78項には、憲法と様々な法律で言及された子供の一連の権利、障害のある子供たちのためにはじめられたプログラムと計画が記載されている。

2015年ネパール憲法は、障害のある人々を含む弱者層を特別に保護している。

早期発見と介入のための国の制度や、障害のある子供たちの照会制度はない。知的障害、発達障害、および心理社会的な障害のある子供は、一般に学校に入学することはない。点字の書籍は数が足りず、また、必要な時に利用できない。視覚障害児のための取り組みはいくつかあるが、視覚障害や聴覚障害、知的障害や発達障害の子どものニーズに基づく質の高い教育がほとんどない。盲ろう児や自閉症児の教育については何も開始されていない。心理社会的障害に関しては、その発見と教育支援の体制はない。これらのグループの障害のある子供たちにとって、適切なコミュニケーション・システムが極度に欠けている。

両親の無知や貧困や支援サービスの不在のために、家屋内や小屋に拘留されている知的発達障害の子供がいくつか報告されている。これらの子どもたちは十分な数のリハビリテーションサービスが利用できない。

社会的保護、統合された無償の保健ケアサービス、地域ケアや在宅ケアのシステムを提供するよう、69-76項で示されたネパール政府の計画にもかかわらず、障害のある子供たちはこれらのサービスを受けていない。知的障害、発達障害、心理社会的障害のある子供が精神科治療施設に入院するケースがある。

補助機器、パーソナルアテンダント、ユニバーサルデザインでやさしい学校環境にないため、移動面の問題を抱える多くの子供は学校のシステムの外に置かれている。

**推奨される事前質問事項：**

- タイムリーな介入にむけての障害の早期発見のための措置に関する情報を提供して下さい。

- 障害のある子供たちに無償の教育と医療を提供するネパール政府の政策を実施するためにとられた措置に関する情報を提供して下さい。

- すべての障害のある子供たちの学校入学と継続を確保するための措置に関する情報を提供して下さい。

- 盲ろう児と、知的障害児、発達障害児のインクルーシブ教育を確実にするための特別の計画を示す情報を提供して下さい。

- 障壁のない学校環境、およびやさしい指導及び学習方法・用具・環境を確保するためのネパール政府の行動計画を報告して下さい。

- 盲ろう児と最重度障害のある子どもたちに、教育へのアクセスを強化するための補助機器とパーソナルアテンダントの提供に関して報告して下さい。

**第8条　意識の向上**

1982年障害者保護・福祉法第8章は、MOWCSW（女性・児童・福祉省）が、障害者を自立させ、必要な施策を提供するための、様々な技術に関する研究を実施することを規定している。この規定の文言はしかし、同省に啓発活動を実施することを命じてはいない。

国の報告書の83項から89項は、ネパール政府が様々な機会に行う、また毎年行う、プログラムと活動について記述している。国の報告書は、これらの活動は障害理解を高めるためのキャンペーンの一部だとしている[[8]](#footnote-8)。MOWCSWが、障害者のための「障害者のためのリソースブック」と「フリップチャート（説明シート）」を出版したことは感謝している。報告書は、障害者のためのラジオとテレビの毎週の番組についても触れている。障害のある人々は非識字者が多いので、その権利と利用可能なサービスについての広い理解が求められているが、それと比較してネパール政府の努力は不十分である。これらの努力にもかかわらず、効果的なコミュニケーション手段は深刻に欠如している。聴覚に障害がある人々は、ネパールのテレビからの通知とニュースを聞くために1週間待たなければならない。ニュースのライブキャプションは利用できない。

ネパール政府自体が、盲ろう、血友病、知的障害、発達障害、心理社会的障害、および重複障害に関する理解を高める必要がある。後天的な盲ろうは理解されないか、適切な障害認定カードを持つことができない。

**推奨される事前質問事項：**

- 遠隔地に住む人々の意識を高めるための措置に関する情報を提供して下さい。

**第9条　アクセシビリティ**

国の報告書の91項から93項は、障害のある人々のアクセシビリティに関する法制と政府の取り組みについて述べている。そこに書かれている規制、措置、計画にもかかわらず、ネパール政府の建物のほとんどは、アクセス可能な構造がほとんどない民間の家屋を借りている。CRPDを批准した後に建設された多くの庁舎は、ネパール政府が作成したアクセシビリティ基準とガイドラインを満たしていない。

ユニバーサルデザインによる包括的なアクセシビリティについては考慮されていない。ネパールにはアクセシブルな交通サービスはない。ほとんどの通りには舗装がなく、既存の舗道は障害のある人々にとって便利ではない。ほとんどの都市に街灯はなく、既存のものは適切に機能していない。交通規則は厳格に施行されていないため、障害のある人々の旅行は非常に困難で危険である。すべての障害のある人々の旅行と路上歩行を容易にするための、視覚と音声とによる交通標識は、交差点で使われていない。

ネパール政府は、触手話通訳者、そして知的障害者と発達障害者の必要性に応じた視覚的なコミュニケーションなどのその他のコミュニケーション手段の、開発には取り組んでいない。

アクセシビリティが不足していると訴え、公的または私的な責任者に罰金を科す仕組みはない。「アクセス可能な物理的インフラおよび通信サービス指令-2069」の効果的な実施はなされていない。

**推奨される事前質問事項：**

- 「アクセス可能な物理的インフラおよび通信サービス指令-2069」を効果的に実施するためにとられた措置に関する情報を提供して下さい。

- いつ触手話のカリキュラムが準備され、手話通訳者の養成がなされ、パーソナルアテンダントが提供されるか、具体的な計画を提供して下さい。

- いつ盲ろう者、知的障害者および発達障害者のための、その他のコミュニケーション手段が開発され実践されるか、具体的な計画を提供して下さい。

- アクセシビリティ不足の訴えによって、責任機関や民間団体に罰金を科すメカニズムに関する情報を提供してください。

- 合理的配慮を意味する用語とその内容についての情報を提供して下さい。

- 政府の刊行物、情報、告知、ウェブサイトをアクセシブルで利用できるものにするための措置に関する情報を提供して下さい。

**第10条　生命への権利**

憲法は、すべての人に尊厳をもって自由に生きる権利、そして死刑に処されない権利を与えている。障害のある人々、特に知的障害、発達障害、心理社会的障害のある人は、尊厳のある生活を送ることができない。彼らは無視され、屈辱を受け、虐待さえされる。

2016年に、全体で4698人（男性2468人、女性2062人、男子88人、女子87人）が自殺した[[9]](#footnote-9)。心理社会的障害が自殺の主因と考えられている。

**推奨される事前質問事項：**

- すべての障害者の尊厳ある生活を確保し、心理社会的障害を軽減するためのネパール政府の取り組みに関する情報を提供して下さい。

**第11条　危機的状況と人道上の緊急事態**

国の報告書の103項から106項は、災害リスク管理のためのネパール政府の法律、計画、戦略を述べている。自然災害救援法は、ネパールにおける災害管理の法的枠組みを提供している。この法律は、緊急支援や救援物資の提供に際して、障害のある人々に対する災害リスク軽減や特別配慮に関する政府の責任について言及していないという意味で不十分である。

106項は、統一的作業戦略と地方分権化された実施のためのすべての関係者の積極的な参加による法律と政策の強化を目的とした災害リスク管理のための国家戦略（2009年）を述べている。また同項は、災害リスク削減をすべての開発活動に盛り込み、国から家庭レベルまでの災害管理と災害前の準備計画を策定することも述べている。これらの取り組みの結果はまだ見られていない。

この規定、計画、戦略にもかかわらず、ネパールの人々は、2015年4月に発生した大規模な地震の際に政府が準備をしていないことを経験した。障害のある人々は、2015年4月25日発生の大規模な地震やその余震の間、重大な被害を受けた。障害のある人々は、政府が配布した救済援助を受けることが難しかった。

**推奨される事前質問事項：**

- ネパール政府が、災害時に障害のある人々を避難させ、救助し、かれらにサービスを提供するための、ヒューマンリソースに対する訓練を、どのように行っているか、情報を提供して下さい。

- 障害を包括的に考慮した災害リスク軽減と対応のための方針と計画を策定するためにどのような措置が取られているかを示して下さい。

**第12条　法の前にひとしく認められる権利**

障害のある人、特に知的障害者、発達障害者や心理社会的障害者は、ほとんどの法的問題において支援が必要である。政府、司法、公共の機関、または民間企業から職を失ったり解雇されたりする理由の1つは、知的障害、発達障害および心理社会的障害である。これらの人々は個人の人間としては認識されない。

障害のある人々には、各々の希望に添った保険契約は提供されない。血友病、知的障害、発達障害のある人は生命保険に加入できない。彼ら（視覚障害のある人々）は視覚正常者がいないと銀行口座を開設し、ATMカードを受け取れない。視覚障害のある人々による固定資産の売買には、保護者として視覚正常者が必要とされる。

障害のある人々に対する差別は、政府や公共の機関でも横行している。 Tribhuvan大学サービス委員会は、さまざまな職位（広告第18 / 2073-074公募審査）の募集に際して、インクルーシブな割当てに「視覚以外の障害」と指定することにより、視覚障害者を差別した[[10]](#footnote-10)。

**推奨される事前質問事項：**

- 法の前にひとしく認められる権利を確実にするために取られた措置を示して下さい。

**第13条　司法へのアクセス**

法的規定にもかかわらず、障害だけを理由とする無償の司法援助は実際には利用できない。裁判所、検察官事務所、警察署はすべての人に対応する様式で設計され、建設されていない。司法を執行するために費やされる期間の長さ、賠償を受けるための構造と仕組みの弱さ、犠牲者と証人を保護するための仕組みと援助の欠如は、司法へのアクセスを妨害している。障害のある人々のための迅速な裁判や連続的な聴聞会のための特別な手続きや仕組みはない。

障害の問題に対処しているにもかかわらず、法執行機関の職員、捜査官、検察官、刑務所職員、裁判官、裁判所職員にはほとんど訓練がない。

同様に、Gomadevi Poudelの令状、「ネパール障害者スポーツ協会（全国パラ協会に改称）、ジョルパティ等に対するTripureshwor Paralegal委員会の事務局長」（令状第65-WO-0014）のなかで、最高裁判所は、全国パラスポーツ協会（現在の全国パラリンピック委員会（NPC））が申請者の名称に類似した名称であるために、一般市民の間で誤った噂を生んでいるので、現在のウェブサイトおよび封筒を今後使用しないよう命じた。この命令は2012年10月5日に行われた。命令にもかかわらず、最高裁判所決定執行官は2013年6月4日に督促状を送付しなければならなかった。被告は最高裁命令に従わず、執行官は別の令状を2015年8月3日に送らなければならなかった。裁判所、検察官事務所、警察署の聴聞での手話通訳へのアクセスの欠如のために、聴覚障害者は適切な司法を奪われている。最高裁判所の判決に関する進展はない。

**推奨される事前質問事項：**

- 法廷や警察署での物理的アクセス、アクセス可能な法律サービス、および有資格の手話と触手話の通訳者についての情報、さらに手続きの配慮を保証するための措置に関する情報を提供して下さい。

**第14条　人の自由と安全**

国の報告書の124項から126項には、さまざまな自由を規定する憲法および法的条項が記載されている。憲法第18条は社会保障に関する権利を基本的権利として保証している。したがって、法律で定められているように、女性、労働者、高齢者、障害者、無能力で脆弱な市民（incapacitated and vulnerable citizens）は、社会保障の権利を有する。国は、すべての市民の教育、健康、住居、雇用、食糧、および主権の権利を実現する政策、そして、経済的および社会的に後方の階層の人々に土地を含む社会経済的安全を提供する政策を追求する義務がある。さらに、指導原則の1つは、単身の女性、孤児、児童、無力者（helpless）、高齢者、障害者、無能力者（incapacitated persons）、および絶滅の危機に直面している部族の保護と進展のために特別な社会保障政策を採用することである。

1955年市民自由法第12節も、個人の自由の権利を保証している。1982年障害者保護・福祉法は、障害者の個人の自由を保証していた。

これらすべての政府の努力にもかかわらず、知的障害、発達障害および心理社会的障害のある人々は、家の中で鎖につながれるか、拘束されるか、または精神治療施設に強制的に入れられている。身体検査、治療および薬物療法は、障害のある人の自由な同意なしに行われる。知的障害のある人々が精神科治療施設で鎖につながれ、拷問され、過剰投薬されたケースが報告されている[[11]](#footnote-11)。そのような人の治療は、独立した機関によって監視されていない。

**推奨される事前質問事項：**

- 精神科施設における障害のある人々の監禁と不本意な入院を廃止するための措置に関する情報を提供して下さい。

**第15条　拷問または非人道的で品位を落とす処遇または処罰からの自由**

127項から131項は、ネパールにおける拷問に対する法律と仕組みを次のように述べている。1996年拷問関連補償法によれば、被害者の成人家族員またはその法律実務家は、勾留中に拘禁されたとみなした場合、地裁に訴えを起こすことができる。裁判所は、3日以内に速やかに被害者の健康診断を行うための措置を講じなければならない。被害者が拷問に起因する怪我のために治療される場合、その治療は政府の費用で行われる。同様に、逮捕された人の健康診断を拘留される前に行うことが義務付けられている。職員が拷問したと判決を受けた場合、被害者は、裁判所が犯罪の重さを含むさまざまな要因を考慮して決定した補償を受ける権利がある。地方裁判所によって、多くの場合、拷問の被害者に補償が与えられている。

国の報告書にもかかわらず、ネパールでは拷問に反対する法律はない。ネパールでは、拷問は罰せられる行為ではない。拷問に関連する補償に関する法律だけがある。拷問の結果生じた被害のレベルにかかわらず、補償額は最高でせいぜい100万ネパールルピー（1000ドル前後）である。弁護は政府弁護士によってなされ、補償金は政府によって支払われる。法執行当局が犯した拷問の訴えを調査するための別個の調査機関はない。

国家人権委員会によるほとんどの勧告は実施されていない。子どもに対する刑罰を拷問と規定する最高裁判所判決があったが、この定義は法に組み込まれていない。訓練や教育のために、児童に対して一定の苦痛や苦難を与えることを、受け入れる文化がいまだネパールの一般家庭にはある。知的障害、発達障害、心理社会的障害および難聴の子供は、ほとんどの家や学校で身体的に、言葉で、また精神的に虐待され、処罰される。

**推奨される事前質問事項：**

- 家庭、学校、およびすべてのケア施設において、障害のある人々への処罰および虐待の遂行を終了させるための措置に関する情報を提供して下さい。

- 「拷問」が処罰可能な犯罪と定義される時期を指し示して下さい。

- 家庭における有害な慣習を避けるための、家族支援システムを開発するためにとられた措置に関する情報を提供して下さい。

**第16条　搾取、暴力、虐待からの自由**

国の報告書の132項から140項は、搾取、暴力および虐待に対する憲法、法律および政策措置を記述している。

知的障害者、発達障害者、心理社会的障害者へのネグレクト、暴力、搾取の事例がある。特に、視覚障害および言語障害の女性および精神障害および知的障害のある女性は性的に搾取され、虐待されている。いずれの事例でも、障害のある人々が暴力によって搾取され、虐待され、犠牲になった場合、家族が薬物治療、心理社会的カウンセリング、法律サービスなどすべてを行わねばならない。暴力の犠牲になった女性と子供たちのための法的仕組み、サービス、および障害のある人々に安全な住宅はない。

**推奨される事前質問事項：**

- 障害者に対する暴力、虐待、搾取のケースの訴追に関する分類されたデータを提供して下さい。

- 暴力、虐待、搾取の犯罪に対する、薬物治療、心理社会的カウンセリング、法律サービス、賠償、保護および繰り返さないことの保証の措置に関する情報を提供して下さい。

- 暴力、虐待、搾取の場合の犠牲者や証人の保護を確保するための措置に関する情報を提供して下さい。

**第17条　個人をそのままの状態で保護すること**

2017年8月7日に可決された障害者権利法は、障害のある人々が個人としてそのままの状態で保護される権利を持つこと、そして、障害を示す侮辱的な言葉を使用したり、障害のある人々を拒絶したり、障害を理由に嫌うことを禁止している。医療ケアに関して、医療従事者は、患者に望ましくない結果を招かないように注意しながら、厳密に事実に従って患者の状態を患者またはその家族に紹介しなければならない。医療従事者は、患者自身または親/援助者の同意を得た上でなければ、実験的な臨床治療を行えない。

国家障害政策・行動計画2006は、政府機関に対し、障害のある人々が自己尊重と自己信念を持ち、自らの能力を高め、自助努力することを励ますよう指導している。

障害のある女性たちの発言によると、レイプによって引き起こされる可能性のある妊娠を恐れて、知的障害、発達障害、心理社会的障害のある女子および女性に強制不妊措置した家族のケースがあった。そのような女子/女性たちの子宮を取り出す手術を（病院内で）行った家族の例もある。そのような家族は、そのような女子や女性が妊娠した場合、それはレイプの犠牲者だけでなく、彼らにも負担になるとの意見を持っている。強姦によって妊娠した女子の強制的な中絶の例もあった。多くの親は、知的障害のある人の場合、同意は無関係であると信じている。貧しい家族への適切な保護システムと支援の欠如によって、人の身体の完全な保護から侵害されている。

**推奨される事前質問事項：**

- 障害のある人々をそのままの状態で保護するために開発された保護システムに関する情報を提供して下さい。

**第18条　移動と国籍の自由**

145項は、憲法第12条（3）が、すべての市民の基本的権利としてネパールのどこにでも移住し、居住する自由を保証していると述べている。したがって、移動の自由の権利は憲法上保護された権利である。この権利は、一般の利益のために、制限されることがある。あるいは、様々なカースト、部族、宗教またはコミュニティの人々の間に存在する調和のとれた関係を危険にさらす可能性のある行為が、法律によって適切に制限されることがある。

ほとんどの家族は、障害のある家族員のための市民権証明書、パスポートまたはその他の同様の政府文書を作成することを重視していない。障害のある人々は、家族の厳格な後見の下にあり、家の外では危険であると考えられて障害のある人々の外出は重視されていないため、移動の自由はない。

**推奨される事前質問事項：**

- 障害のある人々の移動の自由を確保するための措置に関する情報を提供して下さい。

**第19条　自立生活と地域社会へのインクルージョン**

国の報告書は、150項で、障害のある人々のリハビリテーションは、国家障害政策・行動計画（NPPAD）の重大な懸案事項の1つであると述べている。障害のある人々の地域に根ざしたリハビリテーション（CBR）、社会保障および持続可能な生計を通じた貧困緩和、障害のある人々のリハビリテーションおよびエンパワメントのためのプログラムの開始、住宅プロジェクトでの障害のある人々への低利ローンの提供、障害のある人々の地域に根ざしたリハビリテーションのための制度的インセンティブを提供する戦略、および障害のある人々の自立生活のためのプログラムの拡大は、国の2006年障害政策・行動計画で述べられているいくつかの意欲的な政策である。

こうした政策や計画にもかかわらず、多くの障害のある人々は、支援システム、政策、ツール、用具の欠如のために、自立的に生きる立場にない。家族は、知的障害、発達障害、心理社会的障害のある家族員および難聴者の出生登録または市民権証明を重視しない。重度障害のある人は財産権から除外される。彼らは一般に私有財産を持っていない。地域に根ざしたリハビリテーションサービスや手話通訳者は利用できず、低利ローンへの容易なアクセスもない。計画で言及されている、障害のあるホームレスのための土地提供は実行されていない。

ネパールの10人に1人が障害のある人であると推定されている。しかし、ネパール社会では、障害は呪いとして恥ずべきものとみなされ、教育やその他の社会場面へのアクセスを奪われ、十分な生活水準と社会的保護のニーズを満たしていない。障害のある人々は、地域活動に参加するのに苦労している。教育、技能訓練、補助機器の欠如は、彼らが自立した人として生きるのを妨げている[[12]](#footnote-12)。

**推奨される事前質問事項：**

- 土地や低利ローンを提供されている障害者の人数について、分類したデータを提供して下さい。

- すべての障壁を取り除き、障害者の自立生活を確保するための政策、プログラム、枠組みを提供するための措置に関する情報を提供して下さい。

**第20条　個人の移動**

156項から161項は、障害のある人々の個人的な移動のために利用できる法律、政策、ガイドラインおよび施設について述べている。視覚障害者、難聴者、身体障害者にとっては、個人の移動は困難である。政府機関、病院、学校、大学、銀行、道路、公共建物、公共交通機関を含む公共インフラの大部分は、障害者に優しいものではない。道路の大部分には舗道がない。山間部と丘陵部の地域では、家、学校、保健所は車いすが使用できない難しい場所にある。障害者にやさしいインフラの深刻な欠如がある。

道路や車両を含む公共インフラは、障害のある人々にはアクセスできない。ネパールでは、車椅子利用者や聴覚に障害のある人々へのサービスを提供する公共車両はない。市街地では公共車（車両）が障害のある人々のためには停車しないことが日常的に起こっている。運転手が彼らを乗せたとしても、障害のある人々用の指定席は確保されていない。政府が発表した公共車両運賃の割引を受けることは極めて困難である。

**推奨される事前質問事項：**

- 障害のある人々の快適な移動のために公共交通（輸送）機関と市街地、道路を再建する時期を指し示して下さい。

- 障害者の指定席と運賃の割引の規則を施行するための措置に関する情報を提供して下さい。

**第21条　表現と意見の自由と情報へのアクセス**

表現と意見の自由はネパール憲法によって保護されている。この自由は、法律による合理的な制限の対象となり、ネパールの主権と完全性を損なう可能性のある行為、様々なカースト、種族、宗教、コミュニティ間の調和のとれた関係を危険にさらす行為、または中傷、法廷の侮辱や攻撃の煽動の行為、そして公序良俗に反する可能性のある行為について、制限している。

1992年報道・出版法は、意見と表現の自由を守るために設計されており、2007年情報権利法の制定により、表現の自由の権利は完全に強制力のある権利になっている。

ネパール障害者連合は、ネパール政府が点字印刷物の作成とネパール手話の推進を支援していることを高く評価している。しかし、この支援は、障害のある人々のニーズに合致していない。

盲ろう者は、この国で起こることへの容易かつ迅速なアクセスを有していない。国のラジオとテレビのニュースは毎日は利用できない。新聞は点字で出版されていない。点字の書物や教科書がまだ不足している。盲ろう者、知的障害者、発達障害者、聴覚障害者、言語障害者のためのコミュニケーション方法の欠如がある。視覚障害や発声障害のある人は、意見を述べるための適切なコミュニケーション方法を学ぶ機会がない。

先住民族やマデシ族を含む多様な言語的少数派の人たちへの情報普及はなされていない。

**推奨される事前質問事項：**

- 情報、表現の自由及び意見の権利を確保するために、障害のあるすべての人のための適切なコミュニケーション方法と教材が開発される時期を明記してください。

**第22条　プライバシーの尊重**

ネパールの憲法によれば、すべての個人、住居、財産、記録、統計、通信、またはその人物の性格に関することのプライバシーは侵害されない。基本的な権利は、すべての人が享有する。

1955年市民の自由法、1963年郵便法、1997年電信法、2008年電気取引法、2007年情報の権利法、およびネパール新聞評議会が2003年に発行したジャーナリズム倫理規範は、ネパール人のプライバシーの権利を保護する法的手段である。

ジャーナリズム倫理規範は、性犯罪の場合、または、憎しみを喚起したり社会的侮辱をもたらす場合に、ジャーナリストが、被害者のインフォームドコンセントなしに、被害者の名前、住所、身元を開示するような方法で、ニュース、写真、場面の状況を出版、放送、制作、配布することを禁止している。

これらすべてにもかかわらず、学校、病院、リハビリテーションセンターおよび同様の他のサービス提供者に、障害者の身元、投薬の種類、その他の同様な情報を秘密にする義務を課す規定はない。

**推奨される事前質問事項：**

- 学校、病院、リハビリテーションセンターおよび同様の他のサービス事業で障害者のプライバシーを確​​保するためにとられた措置に関する情報を提供して下さい。

**第23条　家庭と家族の尊重**

ネパール憲法は、貧しい市民、無力な市民（“incapacitated” and helpless citizens)、無力な単身女性（helpless　single women）、障害のある市民、子ども、自活できない市民、消滅寸前の部族に属する市民は、法律に従って社会保障を受ける権利があるとしている。にもかかわらず、知的障害、発達障害、心理社会的障害、盲ろう、難聴、自閉症、ハンセン病および脳性まひのある人が、貧困家庭の標準レベルを下回って生活しているケースがある。

知的障害、発達障害、心理社会的障害のある多くの人々は、家族に捨てられ、過酷な状況の中で道路に住んでいる。彼らへの家族ケアだけでなく、政府も彼らの処遇と生活のための責任にある行動を起こしていない。これらの者は、財産権やその他の家族の中で、家で暮らす権利から除外されている。

何らかの障害を持ったという理由だけで、夫が妻をネグレクトしたり、捨てることさえある。貧しい家庭の「最重度」または「重度」の障害あるいは知的障害のある人は、食糧、健康およびケアのような基本的なニーズを満たすことが困難である。これらの障害者は、家族によって差別され、無視される。彼らはしばしば家族の負担と見なされる。

**推奨される事前質問事項：**

- 支援ニーズの高い人のケアと処遇を確実にするための措置に関する情報を提供して下さい。

- 両親の死後、支援ニーズの高い人に支援を提供するシステムを構築するためのネパール政府の取り組みに関する情報を提供して下さい。

**第24条　教育**

ネパール憲法は教育の権利を基本的権利として確保している。国の報告書の183項には、全ての人々の民主主義的、インクルーシブ、平等主義的な質の高い教育がミレニアム開発目標（MDG）に則り2015年までの達成を目標としたことが示されている。国の報告書の183項から220項には、ネパールの障害者教育のためのネパール政府によって開始されたプログラムと活動の詳細なリストが掲載されている。これらのステップは確実に肯定的であり、歓迎する。学校入学率の改善にもかかわらず、中途退学率は高い。無償の義務教育は、宣言されているようには無償ではなく、実際には、衣類、衛生用品、試験手数料、および教育に関連するその他の費用がかかる。貧しい両親は学校に行かせるより、仕事と稼ぎを優先させる。

母国語での中等教育までの国による無償教育という憲法規定にもかかわらず、この規定を実施するためのヒューマンリソースおよび教科書がまったく不足している。同様に、憲法第31条（3）の規定にかかわらず、障害のある市民と経済的に貧しい市民は無償の高等教育を受ける際に困難に直面している。

最高裁は、2004年にSudarshanSubedi氏とBabu Krishna Maharjan氏が提出した、障害のある人々に無償教育を提供する法的規定を施行するよう求める申立てで、ネパール政府に、どの公立学校または大学でも障害者に入学金その他の料金を請求しないよう指示した。ネパール政府および公立学校および大学は、学校レベルの教育において障害のある人々に対して授業料を免除している。公立の大学には指定定員（障害者用定員の割り当て）があるが、相談会の参加者は、高い教育レベルをもつ障害者の無償教育にほとんどがアクセスできないと話した。トリブバン大学によって導入された学期制修士レベル教育は、障害のある人でさえ、無償ではない。

訓練と教育はすべての人が利用することができず、指定定員制度は障害者のニーズに合致するものではない。政府によって開始されたリソースクラスは、リソースそのものが不足している。これらのクラスは、障害にやさしい学校や授業と同様、質の高いヒューマンリソースが全く不十分である。

無償義務教育は適切に実施されていない。学校や大学のインフラ、指導方法、教材、用具、評価システムは、障害に優しいものではない。障害の種類に応じた学校教科書は容易に入手できない。多くの学校には、障害のある生徒を教えるための教育学の訓練を受けた教師がいない。非常に少ない教師しか手話を教え、理解することができない。読みやすい指導学習教材、指導方法、視覚補助機器、補聴器、ノートテイカー、手話通訳者（の不足）は、基礎教育と高等教育での障害のある生徒の学習継続を困難にしている。点字教科書は十分な数だけ印刷されていない。

障害のある学生のインクルーシブかつ質の高い教育は依然として課題である。家族、コミュニティ、学校は、障害児に教育支援を提供する責任を認識していない。障害児の学校入学率は比較的低く、退学率は高い。知的障害、発達障害、心理社会的障害のある子どもたちは、家庭の近くの学校への入学を拒否される。

後期中等教育と大学レベルの教育へのダリット女子学生と障害のある女子を対象とした女子教育基金の設立についてのネパール政府の主張、および、全奨学金の20％を障害のある優秀な女子生徒のために留保するとのネパール政府の主張[[13]](#footnote-13)にもかかわらず、障害のある多くの女子が高等教育を奪われている。政府支援の大学であるトリブバン大学は、学期制度を開始した後、障害者に無償の教育を提供することを拒否した。

我々は、障害のある人々のための教育法（第8回改正）、2017年インクルーシブ教育政策、そして学校分野開発計画（SSDP）（2016-2022）におけるインクルーシブ教育の規定を歓迎する。

また、知的障害、発達障害、心理社会的障害のある学生に対する柔軟性のない教育システムの問題もある。既存の試験・採点システムは彼らにとって不適切であると思われる。教師は、教室でインクルーシブな環境を作り出すために十分に訓練されていない。同様に、障害者にやさしい学校のインフラ、指導学習教材、宿舎の欠如、そして学校や大学までの距離が離れていることは、インクルーシブな教育の喫緊の問題である。知的障害、発達障害、心理社会的障害のある子どもを学校で受け入れるのは難しい。これらの特定のニーズを持つ子供たちに教育を提供する学校はあまりない。障害学生のための補足資料は市場で容易に入手できない[[14]](#footnote-14)。

**推奨される事前質問事項：**

- 教育を受けている障害のある児童の数と割合を、メインストリーム教育、特別学級とリソースセンターおよび障害の種類で分類し、時期別に提供して下さい。

- インクルーシブな教育へのアクセスを増やすための措置に関する情報を提供して下さい。

**第25条　健康**

国の報告書の121項から133項は、ネパールの人々の健康を守るための政府の活動を示している。ネパール憲法は健康の権利を基本的権利としていると報告している。それは、すべての市民が国からの無償の基礎保健サービスを受ける権利を有し、誰も救急保健サービスを奪われないことを規定している。さらに、35（2）条によれば、すべての人は、自身の治療についての情報を入手する権利を有する。同様に、35(3)条で、すべての市民は保健サービスに平等にアクセスし、35（4）で、すべての市民が清潔な飲料水と衛生にアクセスする権利を持つと述べている。

2007年の10項目政策ガイドライン、2007年以降の国の児童障害管理戦略、およびネパール保健分野プログラム（NHSP）実施計画2010-2015は、ネパール政府と健康・人口省（MOHP）の重要な取り組みであった。これらは主に、地域レベルでのリハビリサービスと治療を提供し、国の児童期の障害を予防することを目的とした。

障害のある人は保健サービスへのアクセスが悪い。「ネパールの障害のある人々の生活条件：全国の代表例研究」で述べられているように、40％以上の回答者が、必要なときでも保健サービスを受けなかったと回答した[[15]](#footnote-15)。

国の報告書が主張する無償の医療はない。 「重度の障害」を持つ人々には受診料のみが免除されるが、臨床検査、超音波検査、または外科的処置料は全額請求される。したがって、多くの障害者は、政府が宣言したような無償の医療という恩恵を受けていない。

2008（2065 B.S）年に、障害者に特別なやさしい生殖医療サービスの利用可能性の問題を提起する令状（令状番号0748）があり[[16]](#footnote-16)、最高裁判所は、誰も憲法で言及された権利の行使から除外されるべきでないと指令した。憲法で規定されている権利が厳格に施行されていることを保証するのは国家の責任である。政府は病院、公共交通機関、およびすべての公共の場所で障害のある女性のアクセシビリティを確保するために、予算を配分し、政策を策定し、プログラムを開始すべきである。

最高裁判所指令にもかかわらず、障害のある女性に提供される生殖医療サービスと施設はまだ哀れなものである。同様に、脊髄損傷者の生殖権は、医療技術を利用して出産できるにもかかわらず、完全に無視されている。これらの技術の使用は、障害者にとっては手が出せず、国の支援もない。

政府の自由医薬品政策は有効ではないので、人々は政府の「無償」リストにある薬を購入しなければならない。すべての病院にエレベーターとスロープがあるわけではない。インフラは、障害に優しいものではない。民間病院では無償の医療サービスを利用できない。ハンセン病を患うすべての人に必要な医療サービスおよび投薬は、民間病院でも無償で行うべきである。障害の早期発見の制度、サービス、カウンセリングは利用できない。障害のある幼児や障害のある児童は早期に問題が発見されず、その状態がさらに悪化する可能性がある。

**推奨される事前質問事項：**

- 長期的な投薬と治療を必要とする血友病やその他の障害のある人に対する、費用のかからない専門的な保健サービスの効果的な実施のための、ネパール政府の措置に関する情報を提供して下さい。

- 血友病、聴覚障害、知的障害、発達障害および自閉症の早期発見とタイムリーな介入のための措置に関する情報を提供して下さい。

- ネパール政府が宣言した障害者のための無償の医療サービスを確保するために、ネパール政府は病理検査、放射線検査および外科的処置を無償で行うか否か、情報を提供してください。

- 障害のある女性および女子の性的および生殖的権利を保護するための現在の安全対策を述べて下さい。

- すべての障害者が締約国のすべての地域において「無償」リストにある薬を入手できるための措置に関する情報を提供して下さい。

- 病院での聴覚障害者および難聴者のバリアフリーなコミュニケーションを確保するための、ネパール政府の計画に関する情報を提供してください。

**第26条　ハビリテーションとリハビリテーション**

国の報告書の234項、235項、236項は1982年障害者保護・福祉法の規定について言及しており、1994年障害者保護・福祉規則には障害者への保健、教育、ケアと訓練、雇用とリハビリテーションの規定がある。政府の報告書によると、これらの法律は障害のある人々を、社会の、有能で、能動的で生産的な市民にすることを目的としている。 障害者保護・福祉法に代わって最近成立した法律には、訓練とリハビリテーションに関する規定があるが、これらの規定の実施はまだ見られていない。

遠隔地や首都ではリハビリテーションサービスが非常に不足している。リハビリテーションサービスは十分な数になっていない。知的障害や発達障害の治療やリハビリテーションには容易にアクセスできない。治療費は無償ではない。生活技術に関する訓練は、障害のあるすべての人が利用することはできない。すべての人が無償で利用できるトレーニングはない。補助機器やその制度、障害にやさしい用具、装置、技術へのアクセスが不足している。障害のある人々は自立した生活を送ることに困難をかかえている。

**推奨される事前質問事項：**

-多くの障害のある人にリハビリテーションサービスのための十分なリソースを提供するためにとられた措置に関する情報を提供して下さい。

- 十分なリソースを備えて、障害のある貧しい人々に、無償のリハビリテーションサービスを提供するネパール政府の計画を示して下さい。

- 障害のあるすべての人々に必要な無償の支援機器と用具を提供する、ネパール政府の行動計画に関する情報を提供して下さい。

**第27条　労働と雇用**

国の報告書の240項は、ネパール憲法がすべての市民に法律で定められている雇用の権利を保障していることを繰り返し表明している。この基本的な保証にもかかわらず、失業はネパールでは深刻な問題である。

障害のある人々の雇用率が低い。知的障害、発達障害、心理社会的障害のある人は就職が難しい。

1982年障害者保護・福祉法では、政府サービスまたはその他の公共サービスでの任命、昇進に関して、障害を理由にしたあらゆる形の差別を禁止している。この法律第8条では、障害のある人々の訓練と雇用機会を促進するための様々な措置が提供された。新しく発足した2017年障害者権利法にも、仕事と雇用に関する差別を禁止する条項がある。

1993年公務員法第7節は、公開競争によって採用されるポストの45％を別枠とし、これを女性、先住民、マデシ、ダリット、障害のある人々、および後進地域の候補者のみの間での公開競争によって採用する、とした。しかし、この規定では、ポストに含める障害者の最低数または割合について、明確に言及していない。

同様に、1971年教育法第16条（e）には、教育サービスにおける同様の留保の規定がある。公務員委員会は、障害のある候補者に書くことの困難がある場合、公務員委員会の筆記試験に筆記補助者を同伴できる規定を作った。この規定を利用するには、障害のある人々は事前に申請して許可を得なければならない。

働いている障害のある人々の数は限られている。深刻で重度の障害のある児童の両親/保護者に雇用を提供するシステムや仕組みはない。障害のある人々は就職に苦労し、たとえ就職できても、障害にきびしいインフラのために継続できないか、強制的に中止させられる。障害のある人が自由競争就職試験に合格したとしても、合格した候補者に障害があることに雇用主が気付くとすぐに、障害だけのために雇用を躊躇する。雇用主は、きびしいインフラや助手や道具や技術がないからと言い訳をする。

**推奨される事前質問事項：**

- 障害のある人々の失業率に関する情報と、雇用へのインクルージョンを促進するための利用可能な措置について、障害種類別、性別およびそれを組み合わせた分類での情報を提供して下さい。

- 雇用における知的障害、発達障害、心理社会的障害を含む、障害のある人々の実質的平等を確保する手段を提供して下さい。

- 憲法上保証されている雇用の権利がいつ効果的に実施されるのか、計画をともなった情報を提供して下さい。

**第28条　相当な生活水準および社会的保障**

国の報告書の253項は社会保障の権利を憲法の基本的権利として述べている。この憲法条項は、障害のある市民を含め、自身の世話をすることができない市民に対して、法律で定められている社会保障の権利を保証している。

障害のある人々の利益の保護のために1982年障害者保護・福祉法第4節が設けられていた。法第10節は、必要に応じて、土地のない障害のある人々に土地を提供することを国に要求した。また、失業手当、生活手当、高齢者年金、自活して生活することができない障害のある人々のための特別手当についても述べている。

ネパール政府はまた、2010年社会保障に関する作業手順、2004年高齢者医療サービスプログラムガイドライン、2006年社会保障プログラム運営方法に基づいて作業を開始した。

これらの法的措置にもかかわらず、協議会合の参加者からは、知的障害、発達障害、心理社会的障害のある人々がロープに縛られ、家に拘束されているという情報が提供された。知的障害、重度または最重度の障害、聴覚または視覚障害、ハンセン病および複数の障害のある人は、最低レベルのサービスおよび施策の範囲外である。軽度および中等度の障害のある人は、これらのサービスおよび施策を提供する際にしばしば無視される。彼らには最低基準の食糧、健康、ケアが欠けている。医療施設は完全に無償ではない。ネパールのすべての障害者には補助機器が届いていない。教育を受けた技術のある障害者のすべてが雇用されたり失業給付を受けているわけではない。土地のない障害者には法律が述べている土地が与えられてはいない。

多数の障害のある人々がこれらの社会保障プログラムにアクセスすることはできない。また、障害のある人々に利益をもたらすためにどのような給付が与えられていても、障害者が生活を営む上で必要となる余分な費用を補うには不十分であるようである。ネパールでの地震とその余震のために、さらなる懸念がある。遠隔地の村では貧しい家族の障害のある人々の生活水準は厳しいものである。

**推奨される事前質問事項：**

- 生計費の社会的保護を必要とする、性、年齢、人種、障害によって分類された障害のある人々の数と割合に関する最新のデータを提供して下さい。

- 知的障害、発達障害、心理社会的障害、重度または深刻な障害、聴覚障害または視覚障害および複数の障害のある人々のために最低レベルの社会保護サービスおよび施策を執行するネパール政府の行動計画に関する最新情報を提供して下さい。

- 最重度および重度の障害のある子供を世話する両親を補償するために取られた措置に関する情報を提供して下さい。

**第29条　政治および公的活動への参加**

国の報告書の271項から277項は、集会と結社の自由に関する憲法と法律の規定に関する情報を提供している。1997年協会登録法と1961年国家指導法も、慈善活動や社会活動のための協会の設立と運営を規定している。 1999年地方自治法と1992年地方選挙手続法は、地方自治への人々の参加を規定する立法措置である。

2017年5月に行われた最近の地方レベルの選挙では、身体障害などの理由で自分自身で投票できない投票者が、自分が信頼する人物の同伴を求めることができる。選挙管理者は、合理的であると判断した場合、投票者が同伴した人を投票区画に入れることができる。障害のある人々は、2017年に行われたこの地方選挙で投票権を行使する上で問題を抱えていた。2017年の地方レベルの選挙では、障害のある人々用の割り当て議席は1つもなかった。

**推奨される事前質問事項：**

- 障害のある人々の政治参加と投票におけるプライバシーの確保を確実にするための措置に関する情報を提供して下さい。

- 選挙中に配布された情報と投票手続きがアクセス可能であり、点字、手話、やさしく読める版などの複数の形式で利用できるかどうかについて情報を提供して下さい。

**第30条　文化的生活、レクリエーション、レジャー、スポーツへの参加**

ネパール憲法は、多民族、多言語、多宗教、多文化の実践のための根拠を提供している。平等は全面的にすべての人に保証されている。1982年障害者保護・福祉法律第5節は、国内でもっぱら障害を理由として、協会やクラブ、地域社会あるいは教育、訓練を提供する活動、あるいは、社会的文化的活動の発足に当たって、障害のある人々の参加を拒否することを禁じてきた。同法第10節（2）は、障害のある人々のスポーツ、娯楽、文化的な展示会やショーへの参加を促進するための、適切な訓練、指導、その他の対応を規定した。

2010年国家スポーツ政策は、障害のある人々が関心のあるスポーツに参加することを奨励するために、パラスポーツを開発し、拡大するアプローチを採択した。

視覚、言語、聴覚、および他の形態の障害のある人々は、社会的および文化的活動から差別され、除外されている。これらの人々は、社会的および文化的な生活に参加する機会を得ることはない。彼らは自分の見方や意見を述べる機会がない。

いくつかのスポーツは障害のある人々を対象として組織されているが、そのようなスポーツイベントは重視されていない。そのような競技には適切な予算が与えられていない。

**推奨される事前質問事項：**

- 文化的および公的な生活に障害のある人々を含めるための社会文化的および環境的障壁を排除するためにネパール政府が行った取り組みについての情報を提供して下さい。

- スポーツやレクリエーション活動に障害のある人々を含めることはネパール政府の優先順位のどこに位置するか、情報を提供して下さい。

**第31条　統計およびデータ収集**

ネパールは中央統計局を通じて10年ごとに国勢調査を実施している。最新の国勢調査は2011年に実施され、次の国勢調査は2021年にようやく実施される。国勢調査2011による障害に関する情報は、1つの質問で複数の選択肢で答えるものであったので、ネパールの障害者の真の実態を示していない。国連のガイドラインは、障害の各種類別の質問を通して聞くべきと示唆している。 また中央統計局は、障害に関する分類されたデータを収集していない。

各国は障害のある人々に関する情報を収集し、障害のある人々の積極的な関与を得て、彼らが経験する障壁をよりよく理解し、条約の権利を実現させる必要がある。国の報告書の290項に記載されているように、村区管轄委員会と地方自治体では、村区の障害のある人々の登録を保持していない。

**推奨される事前質問事項：**

- ネパール政府が国勢調査を改訂して、各障害のデータを別の質問で収集する計画を持っているかどうかについての情報を提供して下さい。

- ネパール政府が、障害に関する分類されたデータを収集するための地方自治体の仕組みを開発したかどうかを報告して下さい。

**第32条　国際協力**

障害者の人権の分野における国際協力は、国連機関、支援機関、国際NGO、NGO、および民間支援団体を通じて行われている。これらの支援団体と機関は、社会福祉協議会の承認を得た後、国内のNGO /市民団体組織と協力して活動しなければならない。これらの支援団体と機関が自らの独自のプログラムを直接実施することはできない。

多くの国際NGOは障害インクルーシブでアクセシブルな方針を採用している。国際NGOの中には、能力開発プログラムのための支援がなされることもあるが、これは恒常的ではない。ネパールの障害者団体は、公開入札を通じて、これらの国際NGOや支援団体からの協力プログラムを入手することに大きな困難がある。ほとんどのプログラムや活動は、プロジェクトに基づいて行われ、目標を達成するまでの持続可能性が大きな課題である。長期的なサポートが必要な活動もある。

新しい開発、新技術、優れた実践は、障害のある人々や障害者団体にすぐに届くものではない。障害のある人々は、持続可能な開発目標を達成する上での、協議や協力者として重視されてこなかった。

**推奨される事前質問事項：**

-障害者団体および障害のある人々にサービスを提供するための国際協力の利用に関して、ネパール政府はどのような計画をもっているか情報を提供して下さい。

-障害者団体および障害のある人々による現代技術と優れた実践への容易なアクセスのためにとられた措置を示して下さい。

**第33条　国内の実施と監視**

国の報告書の297項は、女性・児童・福祉省がすべての政府および非政府機関および組織と調整し、政策を策定するための重要な省庁であると述べている。同省は、ネパールにおけるCRPDの規定の実施と同様に、すべての立法規定、政策、ガイドラインの効果的な実施を確実にする責任がある。この省の責任は障害者の権利の保護と実施に限定されず、障害のある人々の問題を啓発するための宣伝活動を運営する責任も負っている。

しかし、同省は、障害者の権利の保護と促進だけでなく、女性、児童、高齢者、疎外された人々の権利と対応政策の実施の負担も負っている。この省庁は、私たちの福祉活動を運営する責任がある。これらの責任にもかかわらず、この省庁に配分される予算は、他の省庁と比較してわずかなものでしかない。障害のある人々の権利を独立して監視する仕組みはない。

**推奨される事前質問事項：**

- 国レベル、州レベル、郡レベルでの独立した監視メカニズムを確立し、また条約の効果的な実施のための連絡先を指定するための措置に関する最新情報を提供して下さい。

- 条約に沿って、十分に資金提供された独立した監視の枠組みを確立するための措置を示して下さい。

（翻訳：佐藤久夫、全難聴：瀬谷和彦・小林敬）

1. Date of ratification 27 Dec. 2009. [↑](#footnote-ref-1)
2. <http://nfdn.org.np/> last accessed on August 8, 2017 [↑](#footnote-ref-2)
3. Article 42(3) of the Constitution of Nepal, 2015. [↑](#footnote-ref-3)
4. Based on report of Koshish, an organization working in the sector of psycho-social disability. [↑](#footnote-ref-4)
5. SINTEF Technology and Society, Living Conditions aming Persons with Disability in Nepal, 2016. [↑](#footnote-ref-5)
6. Expressions of women with disability in consultation meeting [↑](#footnote-ref-6)
7. Information provided by women with disability in a consultation meeting. [↑](#footnote-ref-7)
8. Paragraph 83 of the State Report [↑](#footnote-ref-8)
9. Nepal Police Headquarter, letter dispatched to Koshish International Mental Hospital, dated March 16, 2017, [↑](#footnote-ref-9)
10. [www.tuservicecommission.edu.np](http://www.tuservicecommission.edu.np) last accessed on February 15, 2017. [↑](#footnote-ref-10)
11. Information received from Koshish Nepal. [↑](#footnote-ref-11)
12. [www.nepalyouthfoundation.org/about-us/about-nepal/](http://www.nepalyouthfoundation.org/about-us/about-nepal/) last accessed date July 2, 2017. [↑](#footnote-ref-12)
13. CRPD State Report Para 62. [↑](#footnote-ref-13)
14. Source:[http://kathmandupost.ekantipur.com/news/2017-02-03/inclusive-education.html March 4](http://kathmandupost.ekantipur.com/news/2017-02-03/inclusive-education.html%20March%204), 2017. [↑](#footnote-ref-14)
15. [www.myrepublica.com/news/5893](http://www.myrepublica.com/news/5893) [↑](#footnote-ref-15)
16. Bimala Khadka v. Prime Minister and Council of Ministers (Writ Number 0748, Year 2065). [↑](#footnote-ref-16)